

最高人民法院による
著作権民事紛争事件審理上の法律適用の
若干問題に関する解釈

2002年10月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈

(2000年10月12日最高人民法院審判委員会第1246回会議において可決
2002年10月12日最高人民法院公布 2002年10月15日から施行)
法釈〔2002〕31号

著作権民事紛争事件を正しく審理するために「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和國契約法」、「中華人民共和國著作権法」、「中華人民共和國民事訴訟法」などの法律の規定に基づき、法律適用の若干問題につき次の解釈をする。

第1条 人民法院は下記の著作権民事紛争事件を受理する。

- (1) 著作権及び著作権の関係権益に関する権利帰属、権利侵害、契約紛争事件。
- (2) 提訴前に著作権、著作権の関係権益に対する侵害行為の停止を請求する事件、提訴前に財産保全、証拠保全を請求する事件。
- (3) 著作権、著作権の関係権益に関するその他の紛争事件。

第2条 著作権民事紛争事件は中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は本管轄区の実情に応じて若干の末端人民法院を指定し、著作権民事紛争事件の第1審を管轄させることができる。

第3条 著作権行政管理部門が調査し処罰した著作権侵害行為に対して、当事者が人民法院に当該行為者の民事責任を追及する訴訟を提起する場合は、人民法院はそれを受理しなければならない。

人民法院は著作権行政管理部門の処罰を経た著作権侵害行為に関する民事紛争事件を審理する時、事件の事実に対して全面的な審査を行わなければならない。

第4条 著作権侵害行為により民事訴訟を提起された場合は、著作権法第46条、第47条に定める侵害行為の実施地、侵害複製品貯蔵地又は封印、差押え地、被告住所地の人民法院が管轄する。

前項に定める権利侵害複製品貯蔵地とは、大量に、かつ営業性のある権利侵害複製品を貯蔵、隠蔽する所在地をいう。封印、差押え地とは、税関、版權、工商などの行政部門が法により権利侵害複製品を封印し、差押える所在地をいう。

第5条 異なる権利侵害行為実施地にかかわる多数被告に対し提起した共同訴訟については、原告はその中の1人の被告の侵害行為実施地の人民法院を選択して管轄を請求することができる。その中の1人の被告に限り訴訟を提起した場合は、当該被告の侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第6条 法により成立した著作権集団管理組織は、著作権者の書面による授権により自己の名義で訴訟を提起する場合は、人民法院はそれを受理しなければならない。

第7条 当事者が提出した著作権にかかわる文案、原文、合法的出版物、著作権登記証書、認証機関の発行した証明、権利を取得した契約などは、証拠とすることができる。

作品又は製品に署名した自然人、法人又はその他の組織は著作権者、著作権の関係権益

の権利者と見なされる。但し、反対の証拠がある場合は除く。

第8条 当事者が自ら、又は他人に委託して予約、現場取引などの方式により権利侵害複製品を購入する時取得した実物、仕切り書などは、証拠とすることができる。

公証人が侵害行為の容疑者に身分を表明せずに、ありのままに相手当事者について前項の規定により取得した証拠、又は証拠を取得する過程において発行した公証証書は、証拠として使用しなければならない。但し、反対の証拠がある場合は除く。

第9条 著作権法第10条第(1)号に定める「大衆に向け公開する」とは、著作権者が自ら又は著作権者の許諾を得て作品を特定でない大衆に向け公開することをいう。但し、周知するかどうかを条件としない。

第10条 著作権法第15条第2項にいう作品については、その著作権者が自然人である場合は、その保護期間は著作権法第21条第1項の規定を適用する。その著作権者が法人又はその他の組織である場合は、その保護期間は著作権法第21条第2項の規定を適用する。

第11条 作品の署名順序につき紛争を生じた場合は、人民法院は下記の原則により処理する。約定があった場合は、その約定により署名の順序を確定する。約定がなかった場合は、作品創作における努力、作品の配列、創作者の苗字の書き方の順により順序を確定することができる。

第12条 著作権法第17条に定める委託作品の著作権が受託者に帰属する場合は、委託者は約定の使用範囲内において作品を使用する権利を享有する。双方が作品の使用範囲を約定しなかった場合は、委託者は委託創作の特定目的の範囲内において無料でその作品を使用することができる。

第13条 著作権法第11条第3項に定めるところを除いて、他人が執筆し本人が文案を監修し、かつ本人の名義で公表した報告、演説などの作品は、報告者又は演説者がその著作権を享有する。著作権者は執筆者に適当な報酬を支払うことができる。

第14条 当事者が合意により特定人物の経歴を主題として完成した自伝は、当事者がその著作権の帰属につき約定した場合は、その約定に従う。約定しなかった場合は、著作権は特定人物に帰属する。執筆者又は整理者がその作品の完成に対して貢献した場合は、著作権者は適当な報酬を支払うことができる。

第15条 異なる作者が同一主題につき創作した作品は、その作品の表現が独立して完成されかつ創作性を持つものである場合は、各作者は各自の独立著作権を享有する。

第16条 マスメディアを通じて伝播する単純な事実情報は、著作権法第5条第(2)号に定める時事ニュースに帰属する。他人が取材した時事ニュースを伝播、放送する場合は、その報道ソースを説明しなければならない。

第17条 著作権法第32条第2項にいう転載とは、新聞又は雑誌などがその他の新聞、

雑誌の公表した作品を発表することをいう。転載する時、転載する作品の作者及び最初に載せた新聞、雑誌名を説明しない場合は、影響の除去及び名誉の回復などの民事責任を負わなければならない。

第 18 条 著作権法第 22 条第(10)号に定める屋外の公共場所に設置又は陣列された芸術に関する作品とは、屋外の社会公衆活動場所に設置又は陣列されている彫刻、絵、書道などの芸術作品をいう。

前項に定める芸術作品に対し模写、写生、撮影、録画をする者がその成果を合理的方式及び範囲で使用しても著作権に対する侵害を構成しない。

第 19 条 出版者、製作者はその出版、製作が合法的許諾を得たことにつき立証の責任を負わなければならない。発行者、賃貸者はその発行又は賃貸の複製品が合法的出所を持つことにつき立証の責任を負わなければならない。立証できない場合は、著作権法第 46 条、第 47 条の関係規定により法的責任を負う。

第 20 条 出版物が他人の著作権を侵害した場合は、出版者は過失、侵害程度及び損害結果などにより民事賠償責任を負わなければならない。

出版者はその出版行為に関する許諾、投稿者及び氏名表示、編集出版物の内容につき合理的注意義務を果たせない場合は、著作権法第 48 条の規定により賠償責任を負う。

出版者が合理的注意義務を果たした時、著作権者が出版者がその出版行為につき権利を侵害していることを知る証拠により証明できない場合は、民法通則第 117 条第 1 項の規定により出版者は侵害行為の停止、侵害による所得利潤の返還などの民事責任を負う。

出版者は合理的義務を果たす状況につき立証の責任を負う。

第 21 条 コンピューター・ソフトウェアの利用者が許諾を得ず又は許諾範囲を超えて営利目的でコンピューター・ソフトウェアを使用した場合は、著作権法第 47 条第(1)号、「コンピューター・ソフトウェア保護条例」第 24 条第(1)号の規定により民事責任を負う。

第 22 条 著作権譲渡契約が書面形式を取らなかった場合は、人民法院は契約法第 36 条、第 37 条の規定により契約が成立したかどうかを審査する。

第 23 条 出版者が著作権者の投稿した作品を紛失又は損壊して出版契約を履行し得ない場合は、著作権法第 53 条、民法通則第 117 条及び契約法第 122 条の規定により出版者の民事責任を追及する。

第 24 条 権利者の実際損失は、侵害行為がきたした権利者の複製品発行量の減少量又は侵害複製品販売量と権利者の複製品発行量の単位利潤の積算により計算する。発行量の減少量が確定できない場合は、侵害複製品の市場販売量により確定する。

第 25 条 権利者の実際損失又は侵害者の違法所得を確定することができない場合は、人民法院は当事者の請求又は職権により著作権法第 48 条第 2 項の規定により賠償額を確定する。

人民法院が賠償額を確定する場合は、作品の種類、合理的使用料、侵害行為の性質、侵害結果などの情状に応じて総合的に確定しなければならない。

当事者が本条第1項の規定により賠償額につき合意に達した場合は、許可しなければならない。

第26条 著作権法第48条第1項に定める侵害行為を制止するために支払った合理的支出とは、権利者又はその委託代理人が侵害行為に対し証拠を調査し、証拠を集めるための合理的費用をいう。

人民法院は当事者の訴訟請求及び事件の具体的状況に応じて、国家関係部門の規定に合致する弁護士費用を賠償範囲に計上することができる。

第27条 著作権法修正決定発効前に発生した著作権侵害行為につき提訴された事件に対して、人民法院は修正決定発効後に判決を下す場合は、著作権法第48条の規定を参照することができる。

第28条 著作権侵害事件の訴訟時効は2年とし、著作権者が侵害行為を知り又は知るべき日から計算する。権利者が2年を超えて提訴する場合は、その侵害行為が提訴の時持続している場合は、人民法院は当該著作権保護期間内に、被告が侵害行為を停止するように判決を下さなければならない。侵害損害賠償額は権利者が人民法院に提訴した日から2年を遡って計算する。

第29条 著作権法第47条に定める侵害行為に対して、人民法院は当事者の請求により行為者の民事責任を追及するほかに、民法通則第134条第3項の規定により民事制裁を加えることができる。科料金額は「中華人民共和国著作権法实施条例」の関係規定を参照して確定することができる。

著作権行政管理部門が同一侵害行為に対しすでに行政処罰を行った場合は、人民法院はさらに民事制裁を加えない。

第30条 2001年10月27日以前に発生した著作権侵害行為に対して、当事者が2001年10月27日以降人民法院に侵害行為停止並びに証拠保全措置を取るよう請求した場合は、著作権法第49条、第50条の規定を適用することができる。

人民法院は提訴前の措置を取る場合は、「最高人民法院提訴前登録商標専用権侵害行為の停止及び証拠保全など法律適用問題に関する解釈」の規定により処理する。

第31条 本解釈に別に定めているほか、2001年10月27日以降人民法院が著作権侵害事件を受理するにあたって2001年10月27日以前に発生した民事行為にかかわった場合は、修正前の著作権法の規定を適用する。当日以降に発生した民事行為にかかわる場合は、修正後の著作権法を適用する。当日以前に発生したが、当日以降に続けられた民事行為にかかわる場合は、修正後の著作権法の規定を適用する。

第32条 以前の関係規定が本解釈と一致しないものは、本解釈を基準とする。